

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 広島県東広島市黒瀬町津江1845番地
氏名 光陽建設 株式会社
代表取締役 稲葉 明則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和3年3月15日
許可の有効年月日 令和10年3月14日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、選別・破碎、固形燃料化）、最終処分（埋立て）

産業廃棄物の種類

- 【焼却】汚泥、廃油、廃プラスチック類（廃容器包装を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃容器包装を除く。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず（廃容器包装を除く。）及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板を含み、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【破碎】ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）及びがれき類（これらのうち廃ブラウン管、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【選別・破碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くず（これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【固形燃料化】廃プラスチック類及び木くず（これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【埋立て】廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

- ア 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1846番地 平成2年6月29日設置
処理能力 紙くず、木くず及び繊維くず 3,000kg/時 平成10年2月25日使用届
- イ 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 令和6年11月28日設置
処理能力 汚泥 21.1t/日、廃油 49.1t/日、廃プラスチック類 44.3t/日、紙くず 94.9t/日、木くず 85.5t/日、繊維くず 72.0t/日、動植物性残さ 29.6t/日、ゴムくず 57.6t/日、金属くず 21.8t/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 21.8t/日、がれき類 21.8t/日、混焼時 60.8t/日
許可年月日 令和5年3月17日 許可番号 第A05071号

(2) 破碎施設

- ア 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1846番地 平成13年1月30日設置
処理能力 廃石膏ボード 28.8t/日

イ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 平成16年5月31日設置
処理能力 廃プラスチック類 4.61 t/日、紙くず 4.74 t/日、木くず 4.97 t/日、繊維くず
4.775 t/日

ウ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 平成16年5月31日設置
処理能力 木くず 4.656 t/日

エ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 平成19年5月7日設置
処理能力 廃プラスチック類 4.06 t/日、紙くず 3.48 t/日、繊維くず 2.69 t/日

(3) 破碎施設 (移動式)

県内全域 (広島市、呉市及び福山市の区域を除く。)

(主たる設置場所 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1860番5) 平成17年3月2日設置

処理能力 がれき類 1,408 t/日 許可年月日 平成17年2月24日 許可番号 A05038号

(4) 選別施設

広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 平成16年5月31日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くず 403.2m³/日

(5) 固形燃料化施設

ア 破碎施設 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 平成24年7月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 4.48 t/日、木くず 4.56 t/日

イ 破碎施設 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 令和2年10月14日設置

処理能力 廃プラスチック類 4 t/日、木くず 4.8 t/日

ウ 成形施設 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 令和2年10月14日設置

処理能力 廃プラスチック類、木くず 16 t/日

(6) 最終処分場

広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1781番地1他 昭和61年4月2日設置

埋立面積 150,721m² 埋立容量 3,977,245m³ 昭和61年4月2日設置届 許可番号 A05035号

(7) 保管施設

ア 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1846番地 200m²、紙くず、木くず及び繊維くず [焼却用]
202.7m²、2.0m

イ 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1846番地 620m²、紙くず、木くず及び繊維くず [焼却用]
1,086m²、3.0m

ウ 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1846番地 35m²、廃石膏ボード [破碎用] 105m²、屋内保管

エ 広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1854-1外9筆 1,948m²、がれき類 [破碎用] 5,041m²、4.5m

オ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 96m²、木くず 133.3m²、屋内保管

カ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 56m²、廃プラスチック類 34.7m²、屋内保管

キ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 37.8m²、廃プラスチック類 55.7m²、屋内保管

ク 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 88m²、紙くず、木くず及び繊維くず 80.5m²、屋内保管

ケ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 42m²、金属くず 42.7m²、屋内保管

コ 広島県東広島市黒瀬町丸山字長尾10277番15 65m²、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス
くず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類 82.8m²、屋内保管

サ 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 258.3m²、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず 759.4
m²、4.5m

シ 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 232.7m²、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及びゴムく
ず 684.2m²、4.5m

ス 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 29.6m²、汚泥 33.3m²、1.5m

セ 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 29.6m²、動植物性残さ 39.4m²、2.0m

ソ 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 19.8m²、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類 15.8m²、1.0m

タ 広島県東広島市黒瀬町津江21865-2番地 19.7m²、廃油 12.0m²、容器保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年5月25日	更新許可 (優良認定)
令和5年7月6日	事業の用に供する施設の変更
令和6年10月24日	事業の用に供する施設の変更
令和6年12月4日	事業の用に供する施設の変更
令和6年12月27日	変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有